

平成 22 年度地方財政計画の評価

1 地方財政規模

平成 21 年度とほぼ同額であるが、三位一体改革前の平成 15 年度と比較すると、△4.1 兆円も減少しており、総額において復元がなされていない。

＜地方財政規模の比較＞

H15 年度	H21 年度	H22 年度	②－①⑤	②②－②①
86.2 兆円	82.5 兆円	82.1 兆円	△4.1 兆円	△0.4 兆円

2 地方一般財源

平成 21 年度とほぼ同額であるが、三位一体改革前の平成 15 年度と比較すると、△2.1 兆円も減少しており、総額において復元がなされていない。

①地方交付税

地方交付税は昨年度比 1.1 兆円増額されたが、平成 15 年度と比較すると復元していない。

②臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税

実質的な地方交付税は過去最高の 24.6 兆円となったものの、臨時財政対策債のウェイトが高まっている。臨時財政対策債に頼らない財源確保が喫緊の課題。

③地方税

平成 22 年度は昨年度と比べて大幅な減収となった。

平成 15 年度と比較すると、見かけでは微増になるが、三位一体改革による税源移譲分 3.1 兆円を差し引いた実質的な比較では△1.4 兆円と大幅減となっている。

地方財政計画の一般財源

(単位: 兆円)

	H15年度	H21年度	H22年度	H22－H15	H22－H21
実質的な交付税 A	23.9	21.0	24.6	0.7	3.6
地方交付税	18.0	15.8	16.9	△ 1.1	1.1
臨時財政対策債	5.9	5.2	7.7	1.8	2.5
地方税 B	32.2	37.0	33.8	1.6	△ 3.2
税源移譲分を除く地方税 B'	32.1	33.9	30.7	△ 1.4	△ 3.2
譲与税等 C	2.4	1.0	1.0	△ 1.4	△ 0.0
計 A+B+C	58.5	59.0	59.4	0.9	0.4
実質的な一般財源 A+B'+C	58.4	55.9	56.3	△ 2.1	0.4

※ 地方税は地方法人特別譲与税を含む

※ 実質的な一般財源とは、実質的な地方交付税と税源移譲分を除く地方税及び譲与税等の合計である

3 歳出

(1) 地方単独事業の拡充が必要

- ・ 一般行政経費(単独)は前年度並。

地域活性化・雇用等臨時特例費が創設(1.0兆円)されたが、地域雇用創出推進費が廃止(▲0.5兆円)されたため、実質は0.5兆円の増額。

投資的経費(単独)が1.2兆円の減額となっているため、総額としては前年度から▲0.7兆円となっている。

- ・ 三位一体改革前の平成15年度と比べても、▲4.0兆円となっている。

(2) 子ども手当等の創設により他の施策に係る経費が圧迫

子ども手当や高校無償化等国の施策に伴い一般行政経費(補助)が2.1兆円増加したが、地方財政規模が拡大していないため、地方単独経費が圧迫されている。

地方財政計画の政策的経費

(単位:兆円)

		H15年度	H21年度	H22年度	H22－H15	H22－H21
地方単独分	一般行政経費	11.2	13.8	13.8	2.6	0.0
	投資的経費	14.9	8.1	6.9	△ 8.0	△ 1.2
	地方再生対策費	0.0	0.4	0.4	0.4	0.0
	雇用関係経費	0.0	0.5	1.0	1.0	0.5
	計	26.1	22.8	22.1	△ 4.0	△ 0.7
国補助分	一般行政経費	9.8	12.3	14.4	4.6	2.1
	投資的経費	8.4	6.0	5.0	△ 3.4	△ 1.0
	計	18.2	18.3	19.4	1.2	1.1
合 計		44.3	41.1	41.5	△ 2.8	0.4

※ 政策的経費とは、給与関係経費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、公債費、維持補修費、公営企業繰出金、不交付団体水準超経費を除く経費である。

※ 雇用関係経費とは、H21は地域雇用創出推進費、H22は地域活性化・雇用等臨時特例費である。